

復本第 1424 号
平成 29 年 7 月 7 日

別記 各府省県外避難者支援関係部局長 殿

復興庁統括官
(公印省略)

福島県からの避難者への支援に向けた生活再建支援拠点との連携について

原子力災害に伴う福島県からの避難者への支援につきまして、日頃より格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

福島県からの避難者については、避難生活が長期化するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与が終了し、安心して自立した生活の再建へ向けた取組を進めている中で、避難者それぞれの課題も個別化・複雑化しているところ です。

具体的には、個々の生活再建の状況等に応じて、帰還、就業、生活困窮、子育て、子どもの教育、心のケア、住まいなど多様な課題があり、それぞれに適切に対応していくことが求められています。また、避難先における孤立などを防止するため、避難者間や地域との交流、心の復興などにも取り組んでいるところです。

このため、福島県では、復興庁の被災者支援総合交付金を活用し全国 26 か所に生活再建支援拠点を設置するとともに、一部都県に復興支援員等を配置し、避難者それぞれが抱えている課題に係る相談を受け付け、避難先自治体など関係機関等に連絡・フォローし、課題解決に当たっております。今後、こうした取組を一層丁寧に行っていく必要があります、別添のとおり福島県からも通知が発出されているところです。

つきましては、各地域の生活再建支援拠点等や地方公共団体との連絡調整等に資するよう、取組の趣旨等を改めて庁内関係部局及び関係地方支分部局に周知徹底していただきますようお願いいたします。生活再建支援拠点等又は福島県から避難者支援に関する相談等が寄せられた場合には、御協力を賜りますようお願いいたします。必要に応じ、関係団体へも周知していただければ幸甚です。

(参考)

- ・福島県の状況（避難の状況）
- ・全国 26 か所に設置した生活再建支援拠点について
- ・積極的な取組を行っている事例

本件連絡先：復興庁
法制班 田淵
TEL 03-6328-0238
被災者支援班 篠原
TEL 03-6328-0271

別記 各府省県外避難者支援関係部局長

内閣府大臣官房長

消費者庁次長

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省総合政策局長

環境省大臣官房長

原子力規制庁次長

避難指示区域からの避難者数

約2.4万人

- ・避難指示解除準備区域 約300人
- ・居住制限区域 約400人
- ・帰還困難区域 約2.4万人

※ 各市町村から聞き取った情報を基に、
原子力被災者生活支援チームで集計（平成29年4月1日時点）

福島県全体の避難者数

（避難指示区域からの避難者も含む）

約5.8万人

（1）福島県内への避難者数

約2.3万人

- 仮設住宅（民間借上げを含む） 約20千人
- 雇用促進住宅等 約0.3千人
- 親戚・知人宅等 約2.2千人

（2）福島県外への避難者数

約3.6万人

- 東京都 約4.3千人
- 埼玉県 約3.6千人
- 茨城県 約3.6千人
- 栃木県 約2.8千人
- 新潟県 約2.8千人 等

福島から避難されている皆様へ 全国26か所の生活再建支援拠点

～お困りごとをご相談ください～

【右記のうち、以下については複数県を担当する拠点となります】

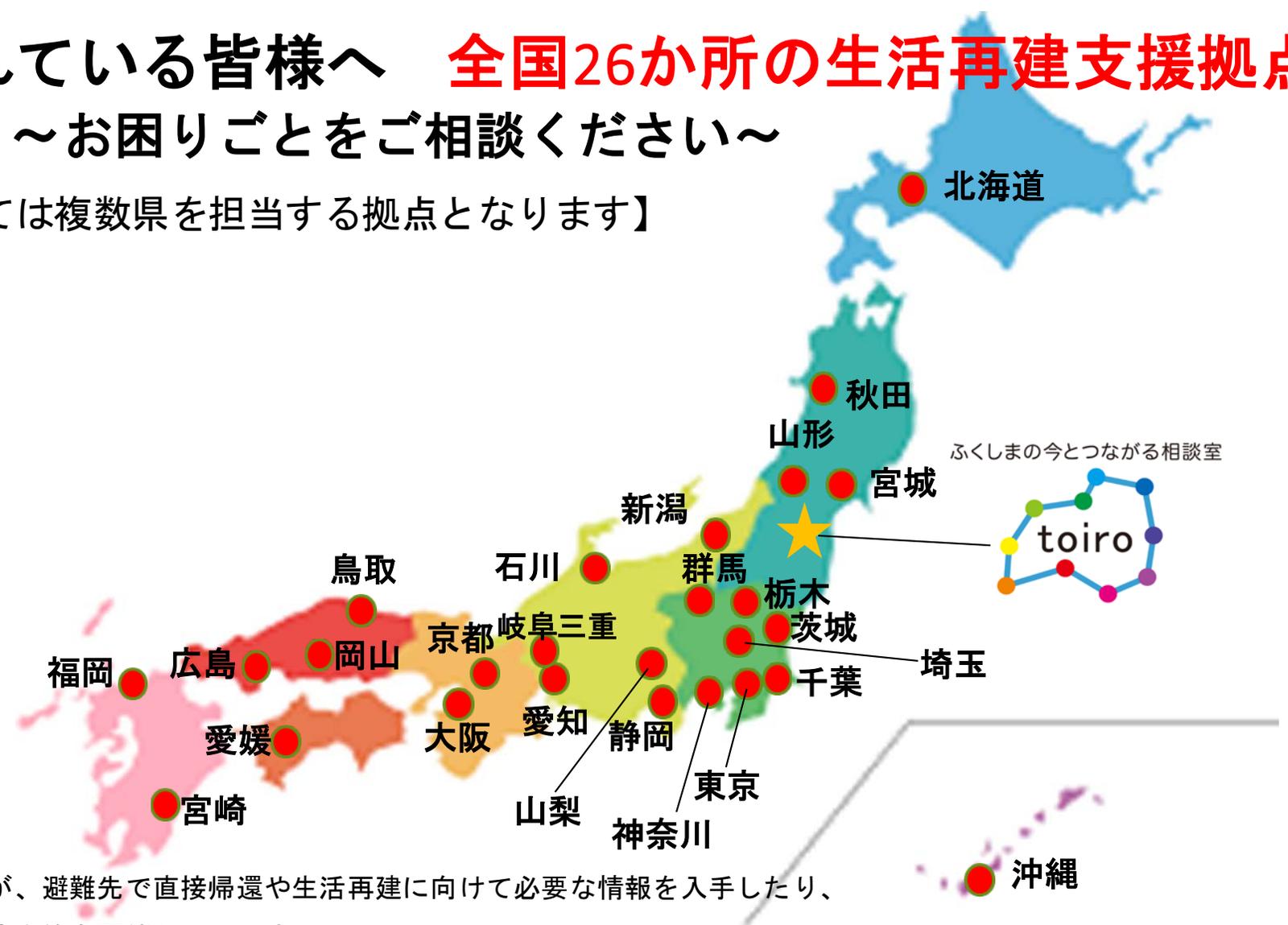
- 秋田：青森・岩手
- 山梨：長野
- 石川：富山・福井
- 岐阜・三重（拠点は愛知に設置）
- 大阪：奈良・和歌山・兵庫
- 京都：滋賀
- 広島：山口・島根
- 愛媛：四国全県
- 福岡：佐賀・長崎・熊本
- 宮崎：大分・鹿児島

☆生活再建支援拠点とは

福島県から県外に避難されている方が、避難先で直接帰還や生活再建に向けて必要な情報を入手したり、相談できる拠点です。その他相談・交流会等も開催しています。

福島県が復興庁の被災者支援総合交付金を活用し、地域のNPO等に委託して全国26か所に設置しています。

また、福島県内外に避難されている方のための相談拠点として福島市内に「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」を設置しています。



平成30年度 福島県事業受託団体(生活再建支援拠点)一覧

エリア		団体名
1	北海道	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター
2	秋田/岩手/青森	特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
3	宮城	一般社団法人みやぎ連携復興センター
4	山形	特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル
5	茨城	ふうあいねっと
6	栃木	認定特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク
7	群馬	ぐんま暮らし応援会
8	埼玉	特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター
9	千葉	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
10	東京	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター
11	神奈川	特定非営利活動法人かながわ避難者と共にあゆむ会
12	新潟	一般社団法人ふくしま連携復興センター(調整中)
13	山梨/長野	東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会
14	福井/石川/富山	一般社団法人石川県災害ボランティア協会
15	静岡	静岡県臨床心理士会
16	愛知	愛知県被災者支援センター
17	三重/岐阜	特定非営利活動法人レスキューストックヤード
18	京都/滋賀	特定非営利活動法人和
19	和歌山/奈良/兵庫/大阪	関西広域避難者支援センター
20	岡山	一般社団法人ほっと岡山
21	鳥取	とっとり震災支援連絡協議会
22	山口/広島/島根	ひろしま避難者の会「アスチカ」
23	高知/愛媛/香川/徳島	特定非営利活動法人えひめ311
24	福岡/熊本/佐賀/長崎	被災者支援ふくおか市民ネットワーク
25	宮崎/大分/鹿児島	『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～
26	沖縄	特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく
		福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会 (※相談拠点。(特)まちなか研究所わくわくから委託を受けて相談拠点を設置)

積極的な取組を行っている事例

- 子どもの教育問題、配偶者からの暴力などを含む家族の問題、生活困窮など複雑化・深刻化する課題に対応するため、生活再建支援拠点と、精神保健福祉士、司法書士、臨床心理士、医療機関といった専門家・組織とで連携。
また、生活再建支援拠点において、都道府県・市町村担当者、社会福祉協議会等を招いて、情報共有のための会合を開催。

- 都道府県内自治体と連携し、在宅保健師会等の協力を得て、戸別訪問を実施。要見守り者への対応を話し合うための支援調整会議を開催。

- 都道府県担当者、生活再建支援拠点、社会福祉協議会、復興支援員（臨床心理士・社会福祉士）、福島県駐在員による連絡会議を月1回程度、定期的で開催して意志疎通。
生活保護や見守りなどの福祉的支援が必要な場合、本人の了解のもと、地域の社会福祉協議会や、市町村へ情報提供。
必要に応じ、詳細に確認すべき点があれば、再度課題や状況の聞き取りを実施。電話相談で受けたケースでも、面談の必要が認められる場合、福島県駐在職員を中心に訪問を実施。

- 避難者を広く集める交流会を開催する際、福島県職員、都道府県担当者、教育関係者（地元の公立校教諭等）、法律専門家、不動産会社等、被災者のニーズに応じた関係者による相談を提供。